

社会福祉法人香川ボランティア協会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香川ボランティア協会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事・監事）及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員（理事・監事）が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。評議員の報酬等は定款第八条により度の総額が150,000円を超えない範囲と定められている。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営の為に業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営の為に業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、理事会、評議員会及びその他の会議への出席、又は法人・施設運営のための業務等にあたった都度支給する。

2 報酬は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する理事は、この規程は適用しない。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法題59条の2項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の承認を得た後、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別表1

名称	報酬	交通費
理事会出席報酬等	14,000 円/日	実費
評議員会出席報酬等	10,000 円/日	実費

別表2

名称	報酬	交通費
理事長業務報酬等	14,000 円/日	職員通勤手当相当
理事及び評議員業務報酬等	14,000 円/日	職員通勤手当相当
監事監査指導報酬等	14,000 円/日	実費

※ 半日の場合は、半額とする。

※ 報酬については、源泉所得税等控除後の金額